

社会福祉法人やまゆり福社会職員資格取得助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、職員が職務上必要と認められる資格取得のための受験に要する費用及び資格取得に当たり義務付けられている研修等に要する費用の一部を助成することにより、自己啓発への取り組みを支援し、職員の資質向上に役立て、もって、福祉サービスの向上に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 助成の対象は、やまゆり福社会常用職員就業規則及び同福社会有期契約職員就業規則で規定する職員とし、当法人での就業経験1年以上の者とする。

（助成の対象資格）

第3条 助成の対象となる資格は、法令に基づく国家資格又は公的な資格（以下「公的資格」という。）で職務遂行上有用と認められる次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉士国家資格
- (2) 介護福祉士国家資格
- (3) 精神保健福祉士国家資格

2 前項に掲げるもののほか、理事長が職務遂行上特に必要と認める公的資格

（助成の額）

第4条 助成金の額は、公的資格を取得するための受験料に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。

2 介護福祉士国家試験を受けるために義務付けられている研修等（以下「実務者研修」という。）に要する費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、助成の額は5万円を限度とする。

（重複申請の禁止）

第5条 前条に定める助成を受けるに当たり、本制度と類似する他の助成制度との重複申請はできない。ただし、他の制度を利用して助成等を受ける際の助成額が5万円に満たない場合は、本要綱により算定して得られる額との差額を申請することができる。

(助成の適用)

第6条 受験料に係る助成を受けようとする職員は、同一の資格試験に要する費用について、2回を限度として申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは2回を超えて助成の申請をすることができる。

(助成の申請)

第7条 助成金を希望する職員は、資格取得助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に申請内容に応じた次に掲げる書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

- (1) 公的資格取得のための受験料領収書の写し
- (2) 公的資格受験結果通知書(合格又は不合格)の写し
- (3) 実務者研修受講のための領収書の写し
- (4) 第5条ただし書きの規定による場合は、助成額を証する書類の写しなど
- (5) その他理事長が必要と認めるもの

2 助成金の申請は、会計年度ごとに同一件名につき一人1件までとする。

3 助成金の申請は、受験料及び実務者研修受講費用の納付年度から3年以内の年度末までとし、期間経過後は申請できない。

(助成金の決定)

第8条 理事長は、申請書の提出があったときは、第1条の目的に照らし、適否を決定し、資格取得助成金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者へ通知するものとする。

この場合において、不交付としたときは、その理由を付して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による交付申請をした者(前条に基づく交付決定を受けた者を含む。)が、当該申請を取り下げようとする時は、速やかにその理由を付して理事長に資格取得助成金交付申請取下書(第3号様式)を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請はなかったものとみなす。また、助成金の交付決定後において、当該取下げがあったときも、同様とする。

(助成決定の取消)

第10条 理事長は、本要綱に基づく助成決定者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の全部又は一部を取り消し、又は返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

- (2) 本要綱を活用して助成金の支給を受けた後、3年以内に退職したとき。
- (3) 本要綱を活用し実務者研修受講費用の申請をし、研修を修了しなかったとき。
- (4) 前条の規定により、助成金交付後に取下げをしたとき。
- (5) その他助成することが不相当と認められる不正があったとき。

2 前項に規定する助成金の返還に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(受験結果等の報告)

第11条 本要綱に基づき第3条に規定する資格取得試験を受けた者は、合否発表後速やかに受験結果を報告しなければならない。

2 本要綱に基づき実務者研修の受講を終了した者は、受講終了証の写しを提出しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

2 この要綱は、平成30年4月1日以降に実施された公的資格の受験に係るものから適用する。

附 則（平成31年1月25日改正）

この要綱は、平成31年1月25日から施行し、実務者研修に要する費用は、平成30年度払い込み分から適用する。